

規定の改正について

以下の規定につきまして、2024年1月1日付で改正を行います。

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
<p>第1条（趣旨） この規定は、当組合とお客様との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当組合は、この規定に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。<u>（削除）</u></p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。<u>（削除）</u></p> <p>第2条（定義） 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した貯金口座（以下「指定口座」といいます。）から引き落した金銭<u>または</u>お客様が当組合に開設された投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得するこ</p>	<p>第1条（趣旨） この規定は、当組合とお客様との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当組合は、この規定に従って累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。<u>なお、当組合が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当組合ホームページ等に掲載するものとします。</u> <u>ただし、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」により、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</u></p> <p>2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定またはこの契約にかかる投資信託の目論見書等の定めによるものとします。<u>また、累積投資取引のうち、「JAの投信つみたてサービス」の申込方法等については、「JAの投信つみたてサービス」取扱規定によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の規定にも従うものとします。</u></p> <p>第2条（定義） 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様が指定した貯金口座（以下「指定口座」といいます。）から引き落した金銭<u>または</u>お客様が当組合に開設された投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得するこ</p>

とをいいます。なお、累積投資のためにお客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価も支払いません。

第3条（申込方法）

1～2 （省略）

3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

なお、当組合が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様が特定累積投資勘定にかかる累積投資契約による取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当組合ホームページ等に掲載するものとします。

ただし、当該約款により、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。

また、累積投資取引のうち、「J Aの投信つみたてサービス」の申込方法等については、「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、当該約款の規定にも従うものとします。

第4条～第6条 （省略）

第7条（収益分配金の再投資）

1～2 （省略）

3 非課税口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。）の非課税管理勘定（同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。）で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、（削除）お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。

ことをいいます。なお、累積投資のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価も支払いません。

第3条（申込方法）

1～2 （同左）

3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

（追加）

4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「J Aの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。

（追加）

第4条～第6条 （同左）

第7条（収益分配金の再投資）

1～2 （同左）

3 非課税口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。）の非課税管理勘定（同条同項第2号に定める非課税管理勘定をいいます。）で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、非課税限度額を超えない範囲で非課税口座で買付けを行います。（ただし、非課税口座において、同条同項第4号に定める累積投資勘定を当該年において設定している場合には、買付けを行うことはできません。）また、非課税限度額を超える部分

<p>4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。</u></p> <p>第8条～第10条 (省略)</p>	<p><u>は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付を行います。</u></p> <p>4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>当該年において当該非課税口座に累積投資勘定を設定している場合に限り、当該累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、非課税口座での買付を行うことができます。</u></p> <p>第8条～第10条 (同左)</p>
---	---

以上

2023年12月1日
ほくさい農業協同組合